



国民健康保険税の

特別徴収開始通知書を送付します

平成21年度の国民健康保険税を年金から特別徴収（天引き）で納めていただく方に「平成21年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付します。

特別徴収とは？

年6回の年金支給月を納期とし、前半の4月・6月・8月を仮徴収、後半の10月・12月・2月を本徴収として、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を年金支給額から天引きさせていただきます納めていただく方法です。

仮徴収について

保険税額は国保加入者の前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定されますが、税額が決定するまでの間の前半3回（4月・6月・8月）については、前年度の2月の特別徴収税額と同じ額を仮の税額として天引きさせていただきます。

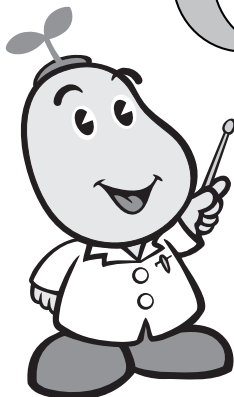
本徴収について

前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定した年間の保険税額から、仮徴収で納めていただいた保険税額を差し引き、残った額を後半3回（10月・12月・2月）で天引きさせていただきます。

《具体例》

～2月の特別徴収税額が20,000円で、年間の税額が105,000円に決定された場合～

年金支給月	平成20年度	平成21年度					
	H21年 2月	H21年 4月	H21年 6月	H21年 8月	H21年 10月	H21年 12月	H22年 2月
特別徴収税額	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円



【仮徴収】（今回送付分）

2月の税額（20,000円）が4月・6月・8月の税額になります。

【本徴収】

年税額（105,000円）から4月～8月までの税額（60,000円）を差し引き、残った金額（45,000円）を3回に分けたものが10月・12月・2月の税額になります。